主

- ー 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第一 当事者の求める裁判
- ー 控訴人ら
- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。
- 二 被控訴人
- 主文と同旨
- 第二 事案の概要

事案の概要、原判決事実及び理由欄「第二 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第三 証拠関係

証拠関係は、本件記録中の書証目録に記載のとおりであるから、この記載を引用 する。

第四 当裁判所の判断

当裁判所も、本訴請求を全部認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり、控訴理由とそれに対する判断を付加するほかは、原判決説示のとおりであるので、原判決「事実及び理由」中の「第三 当裁判所の判断」の記載を引用する。ただし、三六頁七行目の「(乙三)」を「(乙二)」に、四〇頁五行目の「3」を「4」に訂正する。

控訴理由とそれに対する判断は次のとおりである。

- 控訴理由

1 徹底した個人情報非開示原則

渋谷区情報公開条例六条は、開示しないことができる情報について定め、その二号は、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を同号に定める三つの例外に当たらない限りは非開示とした(その例外は、ア 法令の規定により何人でも閲覧することができるとされている情報、イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報、ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要とみとめられるものである。)。特定の個人を識別できる情報は、右の例外に当たらないかぎり、開示しないものと定めたのである。

法人等や個人事業者の事業情報及び区政執行情報に関する同条三号と四号は、これらの情報を開示することを原則とした上で、公開が事業者等にとって不利益と認められる情報、国等との協力・信頼関係を著しく損なうおそれがある情報、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれがある情報及び公正又は適正な意思形成に著しい支障がある情報並びに犯罪などの障害を生ずるおそれがある情報を非開示と定めているが、同条二号を同条三・四号と対比しても、個人識別情報は、プライバシーを冒すおそれがあるかどうかに関わりなく、一律に非公開とされていることがわかる。

いわゆる「プライバシー保護型」とされる名古屋市や大阪府の公開条例と異なり、渋谷区の条例は「個人識別型」に属する。同じ個人識別型である東京都の条例が個人の「住所氏名」を対象とするのとも異なり、渋谷区のそれは、個人を識別できる一切の情報を非公開とした。

ここまで徹底することにより、結果的にプライバシー保護を貫徹させたのであるし、またこのように機械的にしたのは、複雑な判断を不要とすることによって、開示事務を速やかに執行できるようにしたのである。

渋谷区は、情報公開条例と共に個人情報保護条例を制定し、所定の場合を除き、開示を求める本人の情報を開示できることにした。個人情報保護条例の同時制定が必要になったのは、情報公開条例が本人からの請求であるかどうかを区別しなで一切の個人情報を非開示としてしまったためである。もし、情報公開条例がプライバシーに関係のない情報は公開する趣旨であるとすれば、本人からの開示請求にしたずることになるが、情報公開条例は、プライバシーに関係あるかどうかを区別にないで、本人から請求があった場合を含めて、一切の個人情報を非開示としていて、本人から請求があった場合には、これに応じられるようにするために、個人情報保護条例を制定したのである。したがって、個人情報保護条例同時制定の

事実も、情報公開条例がプライバシーに関わりなく個人情報を非開示としたことを 裏付けるものである。

原判決は、総務部の文書中、区議会議員との懇談会等に出席した区議会議員数が記載された部分の非公開決定を取り消したが、出席区議会議員数を公開すると、懇談会の性格、目的、開催時期、回数その他公開されている情報と組み合わせることによって、出席者を割り出すことができるから、公開条例六条二号の「特定個人が協別され得る」情報に該当する。条例は、特定個人の情報である限りは、公務員かどうか、渋谷区の公務員かどうか、また、問題の情報が公務に関わるかどうかに関わなく非公開とした。原判決は、個人が公的な立場で公的な活動に従事した情報は非開示の対象とならないとしたが、このように限定して解釈してはならない。

福祉部の文書中の渋谷区保護司会の会長名を黒く塗りつぶしたのも、特定個人名を識別できるからであって、条例の趣旨にそうものである。保護司会会長名は区政概要中で公表されているが、他の文書で公表されているかどうかは関係がない。 2 懇談会の飲食店名

総務部と厚生部の文書中、懇談会等の開催場所である飲食店の領収書の内、飲食店名が記載されている部分を非公開として黒く塗りつぶしたコピーを公開した。領収書には、請求金額や品名、数量、単価、奉仕料などの請求明細が記載されているが、このような情報が長期間に亘って蓄積されると、その飲食店の営業の実態がわかり、取引や営業の秘密が冒される。本件の公開請求は、平成五年から同七年までの三年間分であったが、これだけ長期の情報を公開すると、営業情報や経営内容が飲食店主の知らないところで外部に洩らされたことになり、その飲食店主の正当の飲食店主の知らないところで外部に洩らされたことになり、その飲食店主の正当の利益を害する。それ故に、領収書中の飲食店名は、渋谷区情報公開条例六条三号の非開示情報に該当するが、これを公開すべきであるとした原判決は誤っている。 控訴理由に対する判断

1 個人識別情報

「知る権利」があるからといって、誰でもいつでもどんな文書でも公開を求めることができるというわけではない。区が制定した条例が定めた方法により、その条例が定める情報の公開を求めることができるのである。しかし、渋谷区情報公開条例は、「・・・情報の公開を請求する区民の権利を明らかにするとともに、情報の公開等に関し、必要な事項を定めることにより、区民の知る権利を保障・・・する」ものであるから、区民の「知る権利」を尊重する方向で解釈しなければならず、杓子定規的な硬直した解釈は避けなければならない。また、条例が個人識別情報を原則非公開としたのは、プライバシー保護を徹底させるためであったことも、条例の合理的な解釈に当たっては忘れてはならない。

とにかく、特定個人を識別できる情報であれば、どんな情報であっても、また、明らかにプライバシー保護に関係ない情報であっても、条例六条二号によって非公開とされているとの控訴人の主張には、合理的な根拠がない。控訴人が主張するように、個人識別情報を非公開にしたのは、プライバシーの保護を徹底するためであ

るが、そうだとするならば、区議会議員のような選挙によって選ばれる公的立場にある者の区政に関する活動のような公的な活動は、もともと選挙民の目にさらするであって、これを公開してもプライバシーを侵すおそれがないことが明白であり、このような情報を個人情報として秘匿すべき理由はない。控訴人は、情報公開に迅速に対応するためには、複雑な判断を回避して、一律に機械的に個人情報と同語をのがいたよって分類する必要があると主張するが、右のような個人情報といるない情報を判別することが難しいとは考えられない。むしろ、既に公開されるいる他の情報と組み合わせることが難しいとは考えられない。むしろ、既に公開されるの情報を組み合わせることで特定個人を割り出せるかられる」「著しいる他の情報と組み合わせることで特定個人を割り出せるかられる」「著しいる他の情報と組み合わせることである」に表述さればいる。

なお、個人情報保護条例が情報公開条例と同時に制定されたことには、控訴人主張のような意味があるとしても、右の結論を左右しない。というのは、個人情報保護条例の制定には、控訴人主張のような理由があったことは否定できないとしても、それだけでなく、たとえ本人からの開示請求であっても、医療情報や教育情報など開示することについて難しい問題もあるし、この条例は、この問題も含めて個人情報の収集、管理、利用、訂正等個人情報全般の問題を律するものであって、控訴人主張の点だけを強調するのは相当でないからである。

2 領収書の飲食店名 単発的な飲食店の領収書の公開が、その飲食店に不利益とはならないことは当然である。明細が記載された飲食店の領収書は、その店で飲食すれば誰でもいるである。控訴人もそういう単発的な情報ではなく、長期間継続となると主張する。とが事業者にとって不利益となると主張する。とがあり得ることがあるの飲食店が、どのようなサービスをことがあり得ることが事業者にとって利益となることがあり得ることがあるとしたの飲食店がないことができるし、知られることが事業者にとかできるし、知られることが事業者にとかできるし、知られることがあるとしても仕方がないことである。三年間分の飲食店名入りのでよりの領収書を見られたとしても仕方がない。三年間分の飲食店名入りの飲食店の領収書を見られたとしても大方がない。一般である。

よって、被控訴人の請求を認容した原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから棄却し、控訴費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六七条一項本文、六一条を適用して、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第三民事部